

## 就学支援

### 国の「高等学校等就学支援金」制度

平成26年4月以降に入学する方は、新しい制度に変わりました。

高等学校の授業料の支援として、「市町村民税所得割額」が30万4200円(年収910万円程度)未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。

負担いただく授業料	301,200円
(月額)	25,100円
就学支援金	118,800円
(月額)	9,900円

保護者の「市町村民税所得割額(年額)」の合計が15万4500円未満の場合

負担いただく授業料	241,800円
(月額)	20,150円
就学支援金	178,200円
(月額)	14,850円

さらに、広島県の授業料等軽減制度と合わせて、収入状況に応じて負担していただく授業料は次の通りとなります。

保護者の「市町村民税所得割額(年額)」の合計が5万1300円未満の場合

負担いただく授業料	140,400円
(月額)	11,700円
就学支援金	237,600円
(月額)	19,800円
授業料等軽減	42,000円
(月額)	3,500円

生活保護法により生活保護を受けている場合

保護者の「市町村民税所得割額」が非課税である場合

負担いただく授業料	0円
(月額)	0円
就学支援金	297,000円
(月額)	24,750円
授業料等軽減	123,000円
(月額)	10,250円

参考HP 文部科学省 高校生等への就学支援 →

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

広島県 高等学校等就学支援金について →

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/siritugakkoutousyuugakusienkinn.html>